

駅 遅 情 報

第72号

時評

図書「ポートワニの丘」にも
駅通制度が関係している

北海道新聞の新刊紹介の項でも出ていたので、記憶にある方もあるうと思うが、昨年十一月、標記の図書が発売された。著者佐藤隆子氏は、札幌市在住の方であるが、私はお会いしたことではない。

○著書と私との係わり

昨年暮のこと、突然知人を通じて、添書とともに標記の図書が送られてきた。添書には、私が数年前発刊した図書に関係があり、引用させてもらった部分があるのでお礼に一冊贈呈する旨の記載があつた。

この図書によると、後述のとおり、去る大東亜戦争においてシベリヤに強制連行され死亡した、著者の父の足跡を追つて埋葬地を探索し、尋ね当てるまでの状況と、父と行動を共にした後、生還帰国した戦友達からの「聞きとり」を中心取りまとめたものである。

実は、私も戦時中南方に従軍し、佐藤氏記述ほど酷い状況には遭わなかつたが類似の運命に遭遇した経験があつたので、当時の悲惨な状況を想い出しあつたくない気持ちがあつて、帰国後しかし、今回贈呈を受けた著書には、数年前、私が発刊し

た「最盛期の駅通制度を探る」の記事を引用した部分がある。という添え書きがあつたほか、著者の母方の実家は、私と同じ「宇川姓」であるとあつたので、それに引かれて読んで見ることにした。

この私の著書を引用した部分の一部を抜き出すと「かつて北海道の開拓に入つた人々は「人の通行、貨物の運送に陸路に代えて海上や河川を利用し、さらに運河を開削して舟による運行……」また「私たちのおばあさんの実家の姓も宇川で、富山県の砺波（となみ）であり、今も築一〇〇年以上の本家には宇川さんご一家が住んでいます。志文町（岩見沢市）には幌向川が流れ、宇川氏の著書にはかつての「幌向駅通所から人々を乗せた舟を幌向運河へ漕ぎ出す風景」の写真も載っています（以下略）、とあつて、この著書には私の発表した「最盛期の……」との関連について記述されている。

○著書の内容紹介

標記の「ポートワニの丘」について少々紹介すると、この著書は、今回の大東亜戦争中の一九四五年四月、著者の父は「召集令状、いわゆる赤紙によつて召集され、樺太（現在のサハリン）の憲兵隊に入隊したことから始まる。以後、終戦によつてシベリヤに強制連行され各地で労役に服した後、樺太の西海岸の日本海に面した対岸、ワニノ湾のポートワニにおいて第二シベリヤ鉄道建設に従事中に死亡した。その地に埋葬されてから五十年ようやくこのことを捜り当たった著者は、父など日本人が埋められたこの地、ポートワニの山中の深くえぐられた長方形の穴に並んだのが、父達の

お蔵があった場所であり、著者は、父がどんなにか「一人の著者の弟達が大きなテンドセルを背負って駆け出で行く姿を見たかったらどうにと、そんな感觸にとらわれた。そんな小さな家庭を残して駆かざるを得なかつたのは、私の父だけではなかつたはずである」と著者は嘆くのである。さらずに著者はい、私は、弟達より「二才年上だつたので、私の知り得た事ぐらいは書いておきたいと思ふ」筆をとつたものであるといふ。従つて著者は、現地の状況のほか、父の戦友達の体験をもとににして「書き書き」したものであつた。さて、著者は一九二二年十月、ワニノ市に赴き、ワニノ市を通じて入手した資料をもとにし、父の墓所を尋ね当た。そこには父と合わせて、日本人十八名の「名前、生年月日、死亡年月日」の記録と、墓所の見取図の提供を受け埋葬地を探り当てるが、そこは長方形の六地であつて遺骨は発見されなかつた。そこで父と合わせて、日本人十八名の「名前、生年月日、死亡年月日」の記録と、墓所の見取図の提供を受け埋葬地を探り当てるが、そこは長方形の六地であつて遺骨は発見されなかつた。そこで父と合わせて、日本人十八名の「名前、生年月日、死亡年月日」の記録と、墓所の見取図の提供を受け埋葬地を探り当てるが、そこは長方形の六地であつて遺骨は発見されなかつた。

（ワニノ市長らの言によると、日本の厚生省から「遺族の埋葬地探しや、遺骨云々には極力取り合わぬようにとの申し入れがあるという。

以上はか、生き残りの戦友達から得た葬儀生活、葬儀の中における重労働、ロシア側から働きかけによる民主化運動状況等が戦友達によつて「書き書き」として記述されている。

○むすび
結局、著者は、父の埋葬地であるワニノの丘にある墓所を探り当てる事ができたが、その場所にあるはずの遺骨はなく、死亡したことを見取図と、同じ頃死亡したと認められる同僚の氏名等の記録が発見されたのみに終つた。この人達と類似の死に方をした人達はシベリヤ各地にたくさんいるのである。記録に残っているだけでも、日本人抑留者は、民間人五十五万人を含めて百万人を越え、そのうち明らかに死んで逝ったは九二〇五三人にのぼる。

以上の事実は、日本の歴史上の一ページとして永久に残しておかべき現実であろう。

入植者激増を前に

一 明治九年、社会情勢に合わせて

宿駅（駅通） 制度は、明治に入ると衆知のとおり武士階級統治の制度から北海道に規定して庶民に開放された。すなまち、幕藩体制下においては専ら、幕府役人や許された高官、開拓幕吏等のための制度であつたものが、北海道に入植する百姓、町人等も利用対象になつた。そのころ、本州では既に宿駅制度は廃止されていたため、駅通制度の改正は、北海道に限つて残された制度となつた。従つて、開拓使は庶民を対象にした制度として改善を図る必要が生じたのである。

さて、開拓においては第五項まで記述すみであつたので、本号では第六項以下について記述する。

〔第六〕

一、廳空方ノ義室内坐ニ者ノ順序ヲ運ヒ決テ公私ノ差別ヲ以テ前後接替候義ハ無可成事

但至急御用ハ格別ナルヲ以テ前後接替立候義可有之事」

○解説

廳空の順序については、利用者の列着順又は駅通の案内による。また、公用、私用の別により優先順位を曲げるとはない。

なお、玉總機については、他の便を優先し、前後を入れ替えることがある。

〔第七〕

一、早速成ハ昼夜兼行等急場ノ廳空其他人馬多分ノ廳空ハ前以案内状差出シ可申右案内状無之分ハ無全義連絡候

駅 連 情 報

但右案内状願文ノ節ハ人足一人分ノ賃賄可仕私事

分ノ賃賄可仕事

○解説 早追（はやおい・至急）又は昼夜兼行（昼夜の別なく通しで運立てる）について、予（あらかじめ）め案内状（運前）の先触れを差出しておくこと。

この案内状のきていない場合には、運立てが遅れることがあるので心得ておくべきこと。

なお、案内状の運立てには、人足一人分の人足賃を申し受けのこと。

〔第八〕

一、案内状の裏ハ其差出人ノ官籍若クハ官名並二姓名人略ノ目次等詳細ニ記載無之不分明ノ分ハ運立不取事」

○解説 案内状（先触れ）には差出人の住所氏名、又は官籍氏名、人足、馬匹の必要数等を記載する。もし、これらの記載のないものは運立てに応じないので心得のこと。

〔第九〕

一、案内状面ノ人馬未用ニ相成候節ハ其賃賄ノ平高可仕私一万一家内状ノミ差出シ實本人通行無之相当ノ賃賄払方モ不致ニケ月ヲ過半音信無之時ハ其本籍ノ管轄者

クハ在住ノ府へ通知知悉フルヲ得ヘキ事」

○解説

案内状（先触れ）をもつて人馬の用意を申込んだもので、その後、不用になつた旨の案内がないものについては申込人馬数に対応する賃賄の半額を要求する。

一方、案内状が来た後、二ヶ月を経過するも本人が現われず、またなんらの連絡もないものについては、所屬の役所、又は住所を覺持つ市町村管轄へ通知して知悉を求める事ができる。

〔第十〕

一、早追ハ官賃賄ノ七割五分、但日没ヨリ日出迄ハ六割五

○解説 早追（至急）は、定期の七割五分増、また、日没より日の出まで、すなわち、夜間については二割五分を定賃賄に加算する。

但途中ニ於テ夜行ニ相成候時ハ右割合相当ノ増賃可申受事」

〔第十一〕

一、通常人馬夜運ノ分前回路ノ時間ハ五割ノ増賃可仕事

但途中ニ於テ夜行ニ相成候時ハ右割合相当ノ増賃可申受事」

〔第十二〕

一、備主ノ都合或ハ駅通側ノ便宜ニ依り前後二、三駅ア連続可申本賃賄ハ其駅々相当ノ割合可仕私事」

○解説 利用者側の都合、又は駅通側の便宜により通し（隣駅で引渡さず、さるに遠方の駅へ通じて運立てる別項「専門用語の解説」参照）で運立てができる。この場合、賃賄はさうに隣駅からの定期距離により賃賄を申し受けれる。

〔第十三〕

一、人足ノ強壯ニ依リ武人或ハ三人私ノ荷物ヲ一人ニテ運送致シ候トモ賃賄ハ相當可仕私事」

○解説

人足が強壯であるとして一人分（七百日を上限とする）以上の荷物を運送しても、人足賃は一人分を申し受けれる。

なお、一人分の定度を超える分は、定度を超える重量の賃賄を支払う。

〔第十四〕

一、駅通ノ場合はハ其時ノ機種ニ依リ駆荷ヲ車力ニ換算調モ可有之尤賃賄ハ駆荷ノ定マ以テ可仕私事

但崎路ハ定貢銀ニ式別ヲ増ヌ且車力駆相用場所ニテ
馬道若候節ハ相當ノ人足貢ニテ可繼立事】

○解説

駅通側の都合、又はその時の状況により駅荷（駅軒に荷を積む場合）を馬車に代えて運送しても駅荷による運送とみなして定賃金を支払うこと。

なお、崎路（通行困難な道路）の指定を受けている区间については、定額の二割増とする。

[第十五]

一、駅今ニ於テ人馬糧貢銀ノ内ヨリ口銭銀等一切受取候
義不相成候テ人馬貢銀ノ外其高ノ一割額上ヨリ手数料
トシテ別設款項ヘ可仕私事】

○解説
地域において人馬を使つて運送を業とする者から口銭（手数料）や旅銭（はねせん）（旅費「一部を上納させる」行為は、
一切してはならぬ。しかし、その僕主から人馬糧の収入の一割を駅通側の手数料として徴収してよい。

[第十六]

一、總文若物駅通へ預ケ長崎ハ一夜一駄等ニ者銀死度敷料
可仕私事
但預り小万一匹大廻其他天災等ニ觸り破損却失候ト
モ一切弁償不敢事

一、金武銭五厘
合 金拾銭五毛
金五銭

一、泊 タヨリ朝迄 金拾八銭
右ヲ定旅雜トス
合 金武拾五銭五毛
此三ツ割金八銭二厘五毛

右ヲ以自今改正ノ見込

一、是鐵

一、泊 タヨリ朝迄 金拾八銭
右ヲ定旅雜トス
合 金武拾五銭五毛
此三ツ割金八銭二厘五毛

右ヲ以自今改正ノ見込

一、是鐵

魚塩青物代
見込
一斤金五十錢

一、是鐵

一、是鐵
右ヲ定旅雜トス
合 金武拾五銭五毛
此三ツ割金八銭二厘五毛

一、是鐵
タヨリ朝迄 金拾八銭
右ヲ以自今改正ノ見込

一、是鐵
タヨリ朝迄 金拾八銭
右ヲ定旅雜トス
合 金武拾五銭五毛
此三ツ割金八銭二厘五毛

○

一、是鐵
タヨリ朝迄 金拾八銭
右ヲ定旅雜トス
合 金武拾五銭五毛

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

<div data-bbox="15 6900 35 6920"

駅通情報

地圖解説
金八路四厘

西口改修工事
金六路八厘

夜間

大蔵橋に開通して車上昇したのである。

なお、不審なのは「第十六」に記述のようて旅人の宿泊に関するものは、同様本文には記載がなく、「第十六の記」として宿泊料金の算出根拠が示されていないことである。

これは恐らく、あえて原文に盛る必要がないと判断したものであろう。

（完）

○解説2（記の二）

宿泊者に提供する「(1)食事(茶、味噌、醤油等)の旅費(本廣、薪等) (2)灯油(取扱手数料) (3)部屋の賃料、敷物等の損料の算出根拠と宿泊料を示した。また賃料(又は荷物)、右、宿泊料(旅費)と旅客との間で割合(示題)で、料理内容、料金を決めてることとしている。

なお、これまでには旅費一回分を十銭として一日三食の場合三十銭としてきたが、是版一回十銭については、灯油代、夜具の損料は清算していたものである。

○解説3(旅文料の算出根拠)

「通常、鐵路、夜宿、早退、日没から日出まで」の各項目別旅文料の算出根拠と算出額一覧表を示した。続いて、大風雨等の区分と、項目別の各賃料の算出額一覧表を示した。

三、結び

明治九(一八七六)年に開拓使から布達された布令の中から一人馬鹿立・百日賃料・宿泊料(食事を含む)にに関するものを受けたものである。このときの改正は、開拓使の管轄に入つて社会情勢が一変したのに對応して全面的に見直しが図られたものである。要するに、旅費の運営も社会の実態に沿つたものとしたものである。

前文に挙げたように、この布令には道内駅場所の手当金、給与金等も示達されているが、それは後日に譲りて今は「(1)

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革(十) — 松前街道二十一か宿 —

十二、福島…ふくしま

(開拓使事務報告による)

1 位置 松前郡福島村
2 地理との距離 古岡へ一里九町十二間
3 知内へ七里十五間

人馬鹿立・百日賃料

人足	平路	五路	七路	此旅費額二回分	旅費	取扱	一人
馬	七錢五厘	馬	十錢五厘				

4 沿革

- (1)設置年月不詳。松前藩以来村役人自宅ヲ駅場トス。
- (2)明治十年八月白井駅ヲ廻シ直ニ吉岡駅ニ通仕ス。因テ白井駅併せ駅費ヲ支弁ス。
- (3)明治十二年十月人馬鹿立所ヲ置ク

5 解説

(1)人馬賃料は、函館駅に比較して、平路においては人馬とも一里一銭づつ、安い設定である。鐵路であれば運賃度によつて違うのは当然であるが、平路において料金が違うのはなぜであるか。納得のいかぬ設定である。

(2) 明治十年八月、隣駅の白符駅廃止に伴つて吉岡駅に直行することになった。それによつて、駅費はこれまで福島、白符の各自でそれぞれ負担していたものを福島村単独で支弁することになつたという。両村で分割負担すべきものと思われるがそれには事情があるのかも知れない。

6

他の資料による

(1) 位置 松前郡福島村 函館ヨリ福山ニ至ル西海岸通リニ

アリ

(2) 沿革

ア 従来カラ村役人自宅ニ於テ駅務ヲ取扱フ

イ 明治四年七月以降、同村平民荒関孫三郎宅ヲ借り駅場ト為ス

ウ 明治十年八月中、白符駅ノ中繼ヲ廃シ直チニ吉岡駅マデ通伝スル「トナシタルヲ以テ白符駅ト合併シ駅費ハ両駅ノ支弁トス

エ 明治十二年十月駅法更正スルニ及テ人馬継立所ヲ置ク

(3) 駅通取扱人と給料

ア 本駅設置年月不詳、松前氏封土ノ節ヨリ本使江転管後ト雖モ村書役ヲ兼務セシメシカ明治九年一月書役ヲ廃シ同村平民八木沢吉之丞ヲ駅場取扱人ニ雇入レ

年給四十円之二小使一人ヲ付シ年給金三十円玄米二石、定人足三人へ一人ニ年給金十円ツヽトシ都テ村費ヲ以テ支給ス

イ 明治十年三月八木沢吉之丞村用掛助役申付村費大ニ減消シタルヲ以テ同人ヲシテ駅場取扱兼務ヲ為セシメ駅場取扱ノ故ヲ以テ一年手当トシテ村費ヲ以テ

金二十円ヲ支給ス
ウ 明治十二年十月駅法更正ノ「アルニ際シ右八木沢吉之丞人馬継立所ヲ設立セシ」を請願シタルヲ以テ同月之ヲ許可ス

(4) 駅馬

ア 村民所有ノ馬ヲ交番ヲ立テ昼夜ハ三疋夜ハ二疋ヲ繫留

シ置キ駅通ノ用ニ供ス
明治七年以前ハ不詳、同年八月ヨリ平道一里人足一人金四錢至急ハ金六錢昼夜急行ハ金八錢馬一疋ハ金六錢トシ別ニ緩急ヲ論セス

同十二年十一月人馬継立所ヲ設ケタル以来平路一里人足一人金五錢馬一疋金七錢喰路一里人足金七錢五厘馬同金十錢五厘トシ早追ハ日出ヨリ日没マテ七割五分トシ日没ヨリ日出マテハ二倍五割トス其通常通傳ニ係ルモノト雖モ日没ヨリ日出マテハ五割トシ中途夜ニ入ルハ之ヲ參酌ス

(5) 荷物貢目、その他

ア 従来人足一人ナリシヲ明治十二年十月以後ハ一駄ノ荷物二十五貫マテトシ二貫目毎ニ本貨錢ノ一割ヲ増シ其重力馬ニ堪ヘサルハ別ニ人足貨又ハ馬貨ヲ收入ス人足ハ七貫目ヲ以テ一人持トシ七百目毎ニ一割ヲ増加ス又毎年十一月十五日ヨリ翌年三月十五日マテハ雪中ナルヲ以テ本貨ノ五割ヨリ多カラス五分ヨリ少ナカラサル割貨ノ五割ヨリ多カラス、五分ヨリ少ナカラサル増貨ヲ収入ス

○ 資料寄贈お礼

一 ポートワニの丘

発行年月日 平成二十二年二月五日
頒布料 無料

札幌市南区川沿四条五丁目二二一
史学研究会 主宰 宇川隆雄

TEL ○一一五七一三六〇二番
ホームページ
<http://rashi.hp.infoseek.co.jp/>